

毎週火、金曜日発行(但休日には翌日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇人委規則 管理職手当に関する規則の一部を改正する規則
- 職員の内任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の特例に関する規則
- 給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則
- 職務の等級の分類の基準に関する規則の一部を改正する規則
- ◇人委告示 昭和三十二年八月鳥取県人事委員会告示第四号の一部改正

人事委員会規則

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十七年三月三十一日

鳥取県人事委員会委員長 青戸辰午
鳥取県人事委員会規則第十一号

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則(昭和三十二年十月鳥取県人事委員会規則第二十二号)の一部を次のように改正する。

第二条及び第三条を次のように改める。

(管理職手当を支給する職)

第二条 給与条例第七条の二第一項の規定により人事委員会が指定する職は、別表上欄に掲げるとおりとする。

(管理職手当の額)

第三条 前条に規定する職にある者(以下「管理職員」という。)に対する管理職手当の額は、その者について定められた給料月額に、別表下欄に掲げる支給割合を乗じて得た額とする。ただし、前条に規定する職を二以上兼務する管理職員については、兼務することとなる職についての管理職手当は支給しない。別表として次のように加える。

別表

職	名	支給割合
一 職務の等級の分類の基準に関する規則(昭和三十六年三月鳥取県人事委員会規則第八号。以下「等級分類基準の規則」という。)	別表第一及び別表第六の職務の等級一等級の職	百分の十五
二 等級分類基準の規則別表第一及び別表第六の職務の等級二等級の職並びに同規則別表第二、別表第三(三に該当する場合を除く。)、別表第四(四に該当する場合を除く。)	及び別表第五の職務の等級一等級の職	百分の十
三 等級分類基準の規則別表第三の職務の等級一等級の職のうち、高等学校、盲学校又はろう学校の校長		百分の八
四 等級分類基準の規則別表第四の職務の等級一等級の職のうち、中学校、養護学校若しくは小学校の校長又は幼稚園の園長		百分の八
五 高等学校の教頭、定時制課程の主事若しくは通信教育主事又は盲学校若しくはろう学校の教頭		百分の七
六 中学校、養護学校又は小学校の教頭		百分の七
七 中学校又は小学校の校舎主任(学校統合の際、統合の対象となつた学校の校長又は教頭の職にあつた者が引き続き統合の対象となつた学校に校舎主任として勤務する場合の当該校舎主任に限る。)	統合の対象となつた学校の校舎主任として在職する期間	百分の七

附 則

この規則は、昭和三十七年四月一日から施行する。ただし、校舎主任に係る部分は公布の日から施行し、昭和

三十六年三月三十一日までに統合された学校に勤務する校舎主任に係る部分については昭和三十六年四月一日から、昭和三十六年四月一日から昭和三十七年三月三十一

日までの間に統合された学校に勤務する校舎主任に係る部分については当該統合の日から適用する。

職員の内任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の特例に関する規則をここに公布する。

昭和三十七年三月三十一日

鳥取県人事委員会委員長 青戸辰午

鳥取県人事委員会規則第十二号

職員の内任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の特例に関する規則

(目的)

第一条 この規則は、職員の内任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和三十二年十月鳥取県人事委員会規則第十号。以下「初任給規則」という。)

の規定に基づく特別昇給等の基準について特例を定めることを目的とする。

(特別昇給等の特例)

第二条 職員(鳥取県職員退職手当支給条例の一部を改

正する条例(昭和三十三年十二月鳥取県条例第四十九号)附則第二項に規定する長期給付適用者を除く。以下同じ。)が、昭和三十七年三月三十一日から同年九月三十日までの間に勸しうを受けて退職し、次の各号の一に掲げる場合に該当するときは、退職した日に当該各号に定めるところにより昇給させることができる。

一 鳥取県職員退職手当支給条例(昭和二十四年八月鳥取県条例第五十六号。以下「退職手当条例」という。)

第五条の規定の適用を受ける場合 四号給

二 退職手当条例第四条の規定の適用を受ける場合 三号給

2 前項の規定を適用する場合には、初任給規則第八条の二、第十五条第一項第四号、第十六条及び附則第二項の規定は適用しないものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則
をここに公布する。

昭和三十七年三月三十一日

鳥取県人事委員会委員長 青戸辰午

鳥取県人事委員会規則第十三号

給料表の適用範囲に関する規則の一部を

改正する規則

給料表の適用範囲に関する規則(昭和三十二年十月鳥
取県人事委員会規則第七号)の一部を次のように改正す
る。

第三条中第十二号を第十三号とし、第六号から第十一
号までを一号ずつ繰り下げ、第五号を次のように改める。

五 畜産試験場 研究員たる場長、係長及び研究員

六 中小家畜試験場 研究員たる場長、係長及び研究員

第四条第二項に次の一号を加える。

四 身体障害者更生指導所の機能回復訓練員

第四条第三項に次の一号を加える。

六 養老院の看護婦

附 則

この規則は、昭和三十七年四月一日から施行する。

職務の等級の分類の基準に関する規則の一部を改正す
る規則をここに公布する。

昭和三十七年三月三十一日

鳥取県人事委員会委員長 青戸辰午

鳥取県人事委員会規則第十四号

職務の等級の分類の基準に関する規則の

一部を改正する規則

職務の等級の分類の基準に関する規則(昭和三十六年
三月鳥取県人事委員会規則第八号)の一部を次のように
改正する。

第二条第七項第四号を次のように改める。

四 四等級

イ 別表第七の四等級欄に掲げる職の占める職務

ロ 別表第七の五等級欄に掲げる職のうち、専門的

知識又は高度の熟練を要し、かつ、相当長期の経
験を必要とする職の占める職務

第三条を次のように改める。

(等級分類の基準の特例)

第三条 職員が休職となつた場合における当該休職中の

その者の職務の等級及び職員が復職した場合における
休職前の職務の等級と同じ職務の等級に属する職務に
復帰するまでの間のその者の職務の等級は、前条の規
定にかかわらず、休職前の職務の等級とする。

別表第一中

身体障害者更生指導所	所長	係長	〃	〃
身体障害者更生相談所	所長	係長	〃	〃
精神薄弱者更生相談所			〃	〃

に、を

改める。

養老院	職員診療所	職員診療所
		看護(技術吏員をもつてあて職)婦
看護婦	看護婦	看護婦准看護婦

別表第八中

改める。

中央病院	知事部局 身体障害者更生指導所	中央病院	知事部局
薬剤長		薬剤長	
薬剤師 レントゲン技師 栄養士 衛生技師	衛生技師	薬剤師 レントゲン技師 栄養士 衛生技師	薬剤師 レントゲン技師 栄養士 衛生技師
技師 栄養士 補士	機能回復訓練員	技師 栄養士 補士	技師 栄養士 補士
歯科技工士 あんま師		歯科技工士 あんま師	歯科技工士 あんま師

に

を

に

を

改める。

別表第七中

中小家畜試験場	畜産試験場	種畜場
場長	場長	場長
係長	係長	係所長
係長	係長	係長
係長	係長	係長

に

を

別表第五中

改める。

科学博物館	科学博物館	畜産試験場	山陰酪農講習所	種畜場
館長	館長		所長	
庶務係長	庶務係長	庶務係長	庶務係長	庶務係長
"	"	"	"	"
"	"	"	"	"

に

を

に

を

附 則

この規則は、昭和三十七年四月一日から施行する。

人事委員会告示

鳥取県人事委員会告示第二号

昭和三十三年八月鳥取県人事委員会告示第四号（選考により採用又は昇任させる職）の一部を次のように改正し、昭和三十七年四月一日から施行する。

昭和三十七年三月三十一日

鳥取県人事委員会委員長 青 戸 辰 午

一中「犯罪鑑識技術の職、」の下に「婦人警察補導員の職、」を加え、「汽かん士の職、」及び「調理士の職」を削る。

鳥取県公報購読申込書

昭和 年 月 から昭和 年 月 まで鳥取県
公報を 部購読したいので購読料金 円
を添えて申込みます。

昭和三十七年 月 日

住所

氏名

(団体の場合は、団体名及び代表者氏名印)



鳥取県知事

殿

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行日 火、金

発行者 鳥取県鳥取市東町一丁目

印刷所 鳥取県鳥取市栗谷町印刷所
鳥取県鳥取市栗谷町印刷所
一部月極二〇円(送料共)